

資料編

1 アンケート調査結果

【調査の目的】

本調査は、高齢者が健康で生き生き暮らすことのできるまちの実現をめざして、「南丹市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」の見直しをするにあたり、基礎資料として参考にするため実施しました。

【調査設計】

- 調査対象者：【一般高齢者】市内在住で65歳以上の要介護未認定者の方（無作為抽出）
【要介護認定者】市内在住で要支援・要介護認定を受けている方（無作為抽出）
- 対象数：【一般高齢者】3,000人
【要介護認定者】1,000人
- 調査期間：平成23年6月20日～7月4日まで
- 調査方法：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等による）
郵送配布・郵送回収による郵送調査法

【回収結果】

調査区分	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	3,000	2,028	67.6%
要介護認定者	1,000	577	57.7%

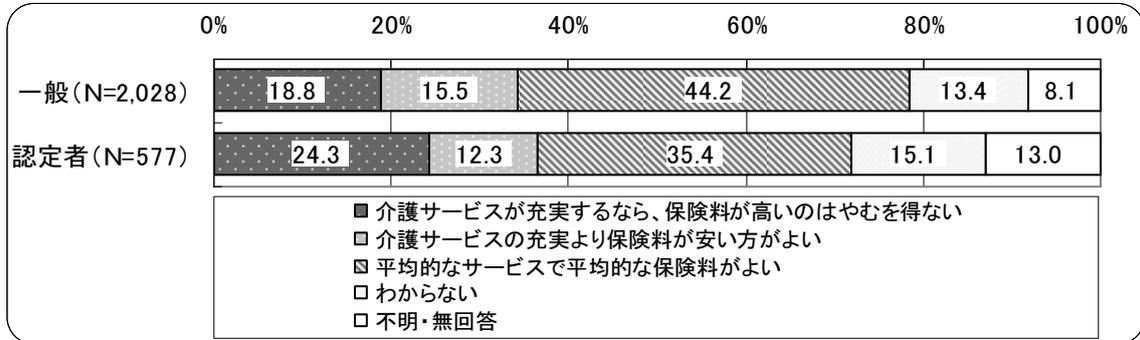
【調査結果の見方】

- 回答結果は、有効サンプル数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。小数第2位を四捨五入しているため、【単数回答】（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 【複数回答】（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフ及び表のN数（number of case）、「サンプル数」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- グラフ、表中において、一般高齢者を「一般」、要支援・要介護認定者を「認定者」としています。

【調査結果】

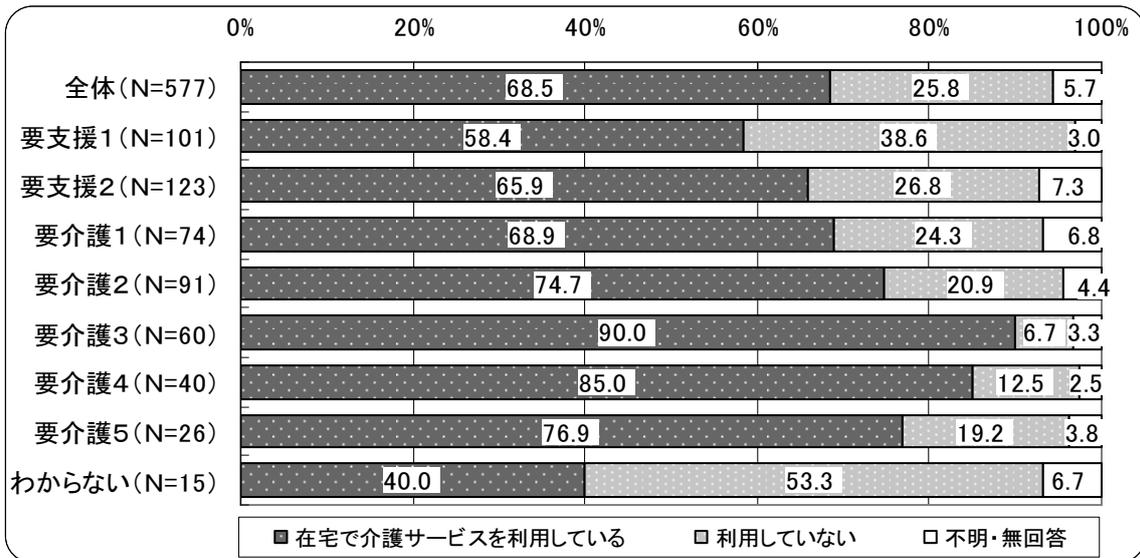
(1)介護保険サービス・介護保険制度について

■介護保険料の負担と介護サービスについて



一般高齢者、要支援・要介護認定者ともに「平均的なサービスで平均的な保険料がよい」が多く、特に一般高齢者は要支援・要介護認定者よりも多くなっています。

■介護サービスの利用状況（要支援・要介護者のみ）



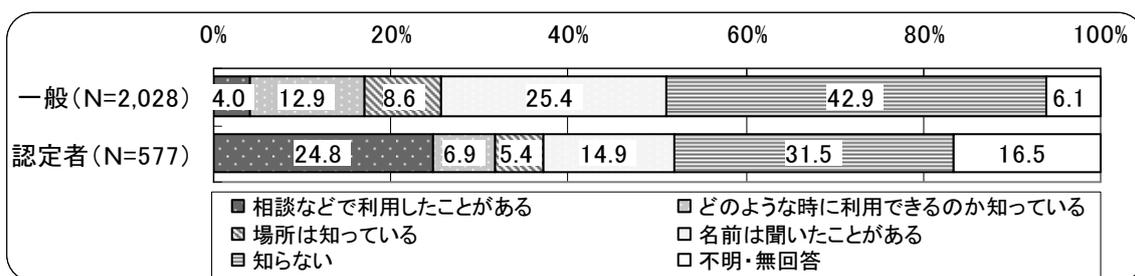
介護サービスの利用状況は全体で 68.5%が利用しており、要介護度別にみると、要介護3が 90.0%、要介護4が 85.0%と8割を超えて多くなっています。

■各介護サービスの利用状況と今後の利用意向（要支援・要介護者のみ）



介護サービスの利用状況では「通所介護(デイサービス)」が多くなっています。次いで「福祉用具貸与」「住宅改修」「訪問介護(ホームヘルプサービス)」と続いています。今後の利用意向では利用状況と同様に「通所介護(デイサービス)」「福祉用具貸与」「住宅改修」などが多くなっています。

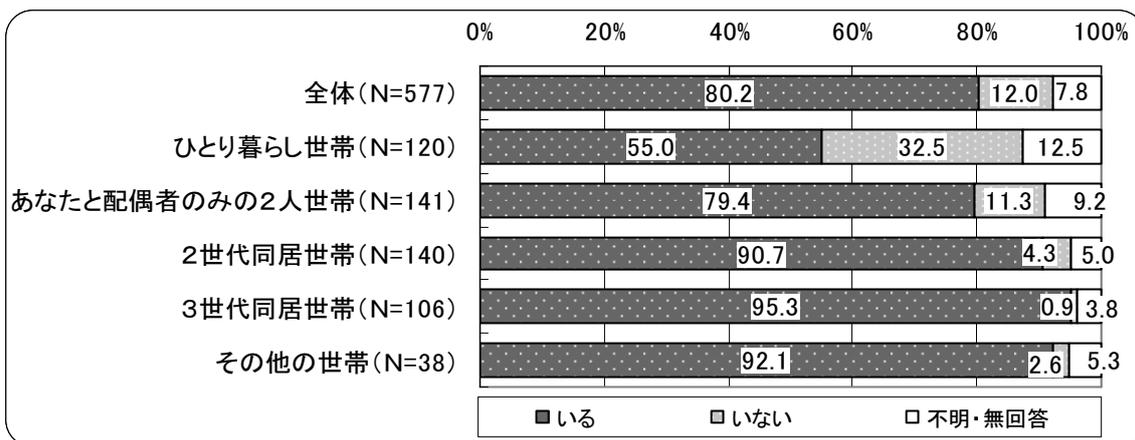
■「地域包括支援センター」の認知度



一般高齢者、要支援・要介護認定者ともに「知らない」が多く、認知度は低いことがうかがえます。要支援・要介護認定者は「相談などで利用したことがある」についても2割を超えています。

(2) 介護者について

■将来介護をしてくれる人はいるか（要支援・要介護者のみ）



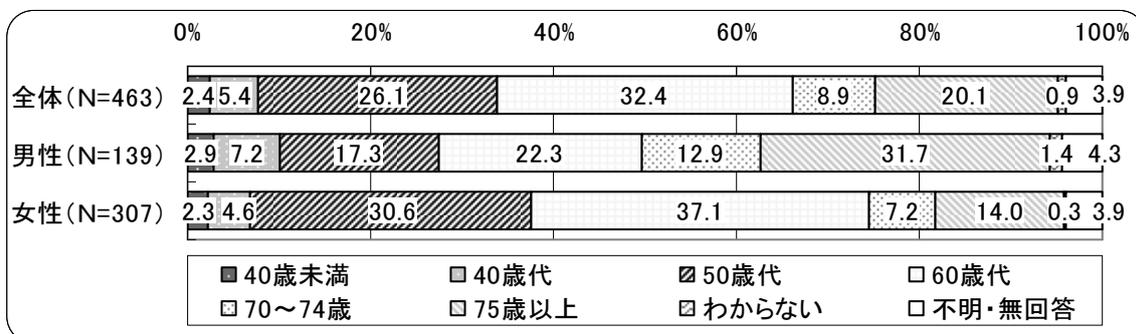
全体では 80.2%が「いる」となっていますが、ひとり暮らし世帯では「いる」が 55.0%と半数程度にとどまっています。

■主に介護してくれる人の続柄（要支援・要介護者のみ）

上段:件数 下段:%	配偶者 (夫または妻)	子ども (子どもの配偶者含む)	親	兄弟・姉妹	孫(孫の配偶者含む)	その他の親族	親族以外(訪問介護員等)	その他	不明・無回答
全体(N=463)	128 27.6	272 58.7	-	4 0.9	6 1.3	6 1.3	2 0.4	7 1.5	38 8.2
ひとり暮らし世帯(N=66)	-	53 80.3	-	-	-	3 4.5	-	2 3.0	8 12.1
あなたと配偶者のみの2人世帯(N=112)	74 66.1	22 19.6	-	-	1 0.9	1 0.9	1 0.9	-	13 11.6
2世代同居世帯(N=127)	26 20.5	91 71.7	-	1 0.8	1 0.8	1 0.8	1 0.8	-	6 4.7
3世代同居世帯(N=101)	22 21.8	74 73.3	-	-	2 2.0	-	-	-	3 3.0
その他の世帯(N=35)	3 8.6	19 54.3	-	2 5.7	2 5.7	-	-	5 14.3	4 11.4

全体では「子ども(子どもの配偶者含む)」が58.7%で多くなっています。ひとり暮らし世帯、2世代同居世帯、3世代同居世帯、その他の世帯についても「子ども(子どもの配偶者含む)」が多くなっていますが、あなたと配偶者のみの2人世帯については「配偶者(夫または妻)」が66.1%で多くなっています。

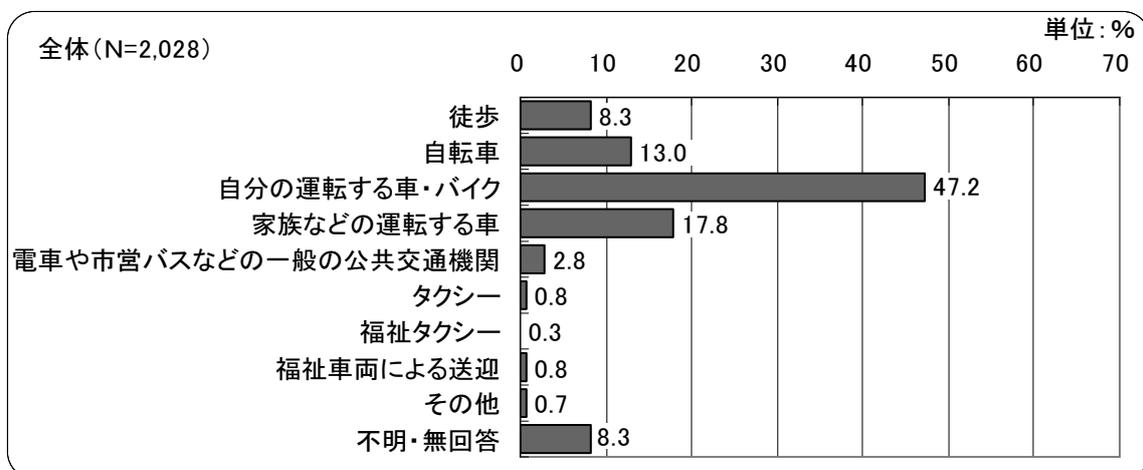
■主に介護してくれる人の年齢（要支援・要介護者のみ）

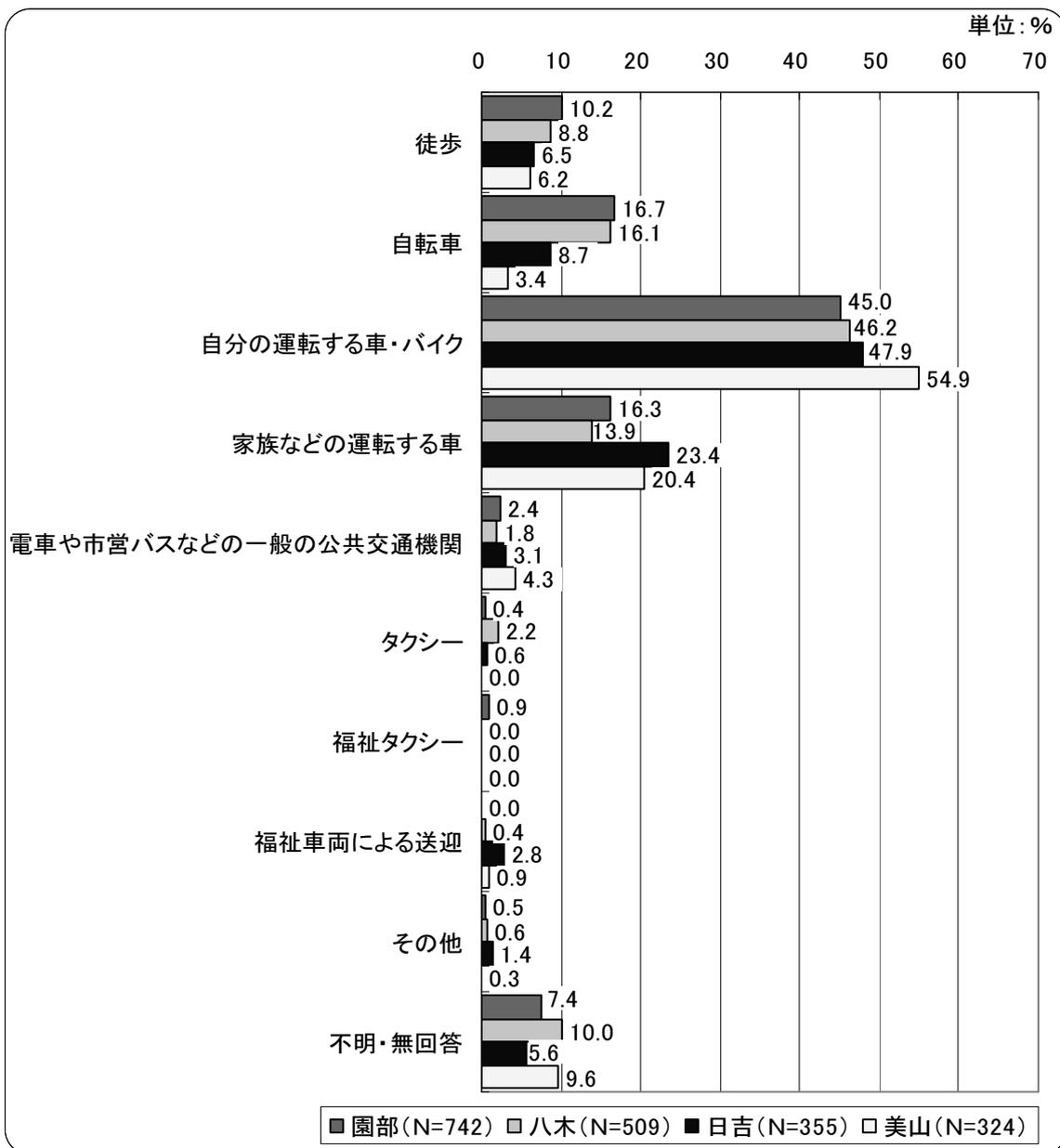


全体では「60歳代」が32.4%が多くなっており、次いで「50歳代」「75歳以上」が2割を超えています。女性についても「60歳代」が多くなっていますが、男性では「75歳以上」が31.7%が多くなっています。

(3)生活全般について

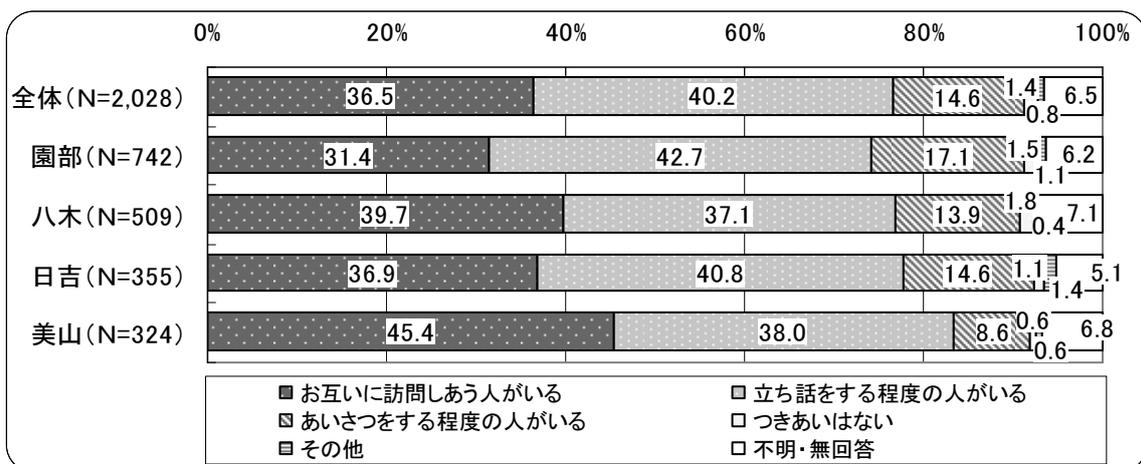
■外出の際の主な交通手段（一般高齢者のみ）





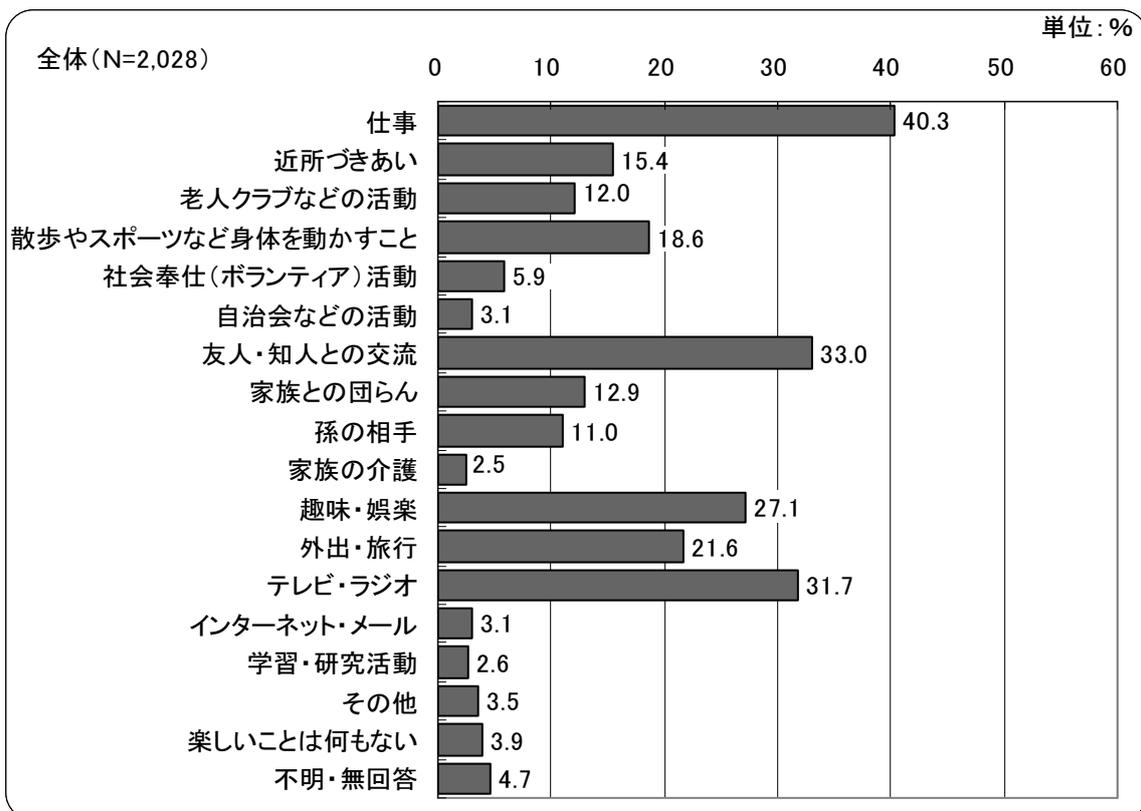
「自分の運転する車・バイク」が最も多く、「家族などの運転する車」「自転車」と続いています。圏域別にみると、すべての圏域で「自分の運転する車・バイク」が高くなっており、特に美山圏域では 54.9%と半数以上を占めており、『主に車』（「自分の運転する車・バイク」と「家族などの運転する車」の合計）では日吉、美山圏域で7割を超えています。

■近所の人とのつきあいの程度（一般高齢者のみ）



「立ち話をする程度の人がいる」が最も多く、次いで「お互いに訪問しあう人がいる」が多くなっており、近所とのつきあいのある人が多いことがうかがえます。圏域別にみると美山圏域では「お互いに訪問しあう人がいる」が他の圏域よりも多くなっています。

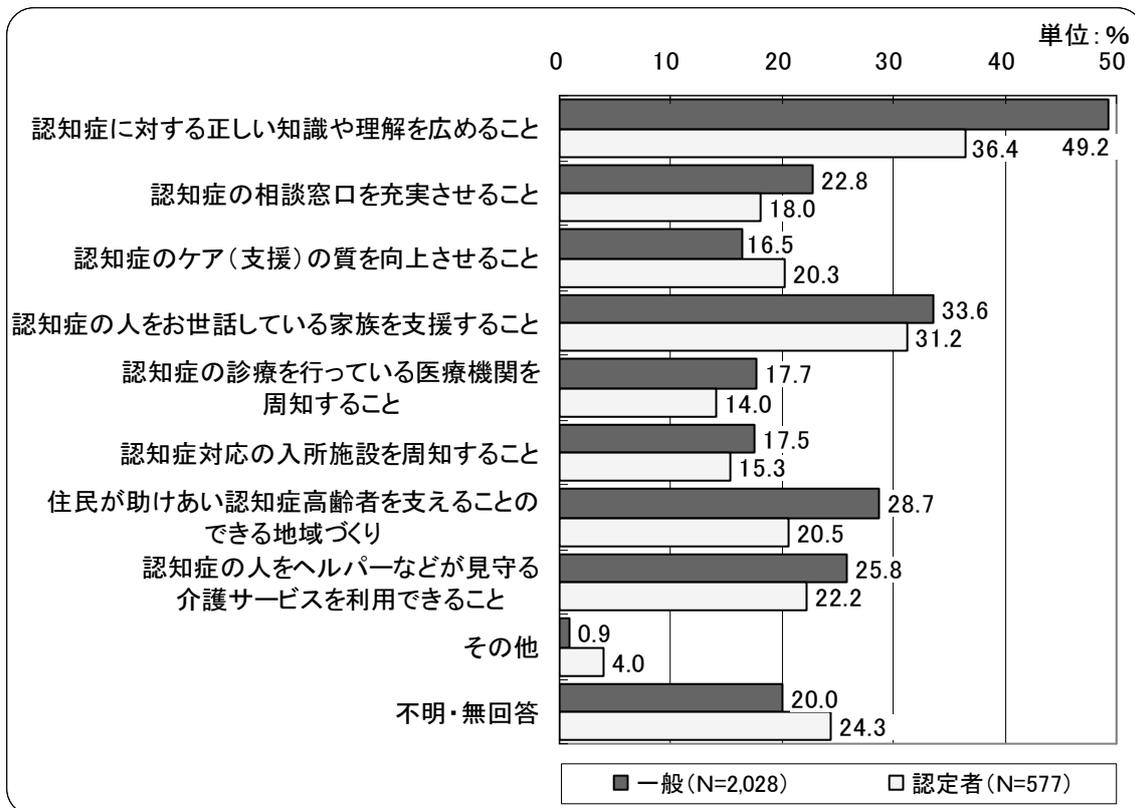
■生きがいを感じることにについて（一般高齢者のみ）



生きがいを感じることにについては、「仕事」が 40.3%と最も多く、次いで「友人・知人との交流」が 33.0%、「テレビ・ラジオ」が 31.7%、「趣味、娯楽」が 27.1%と続いています。

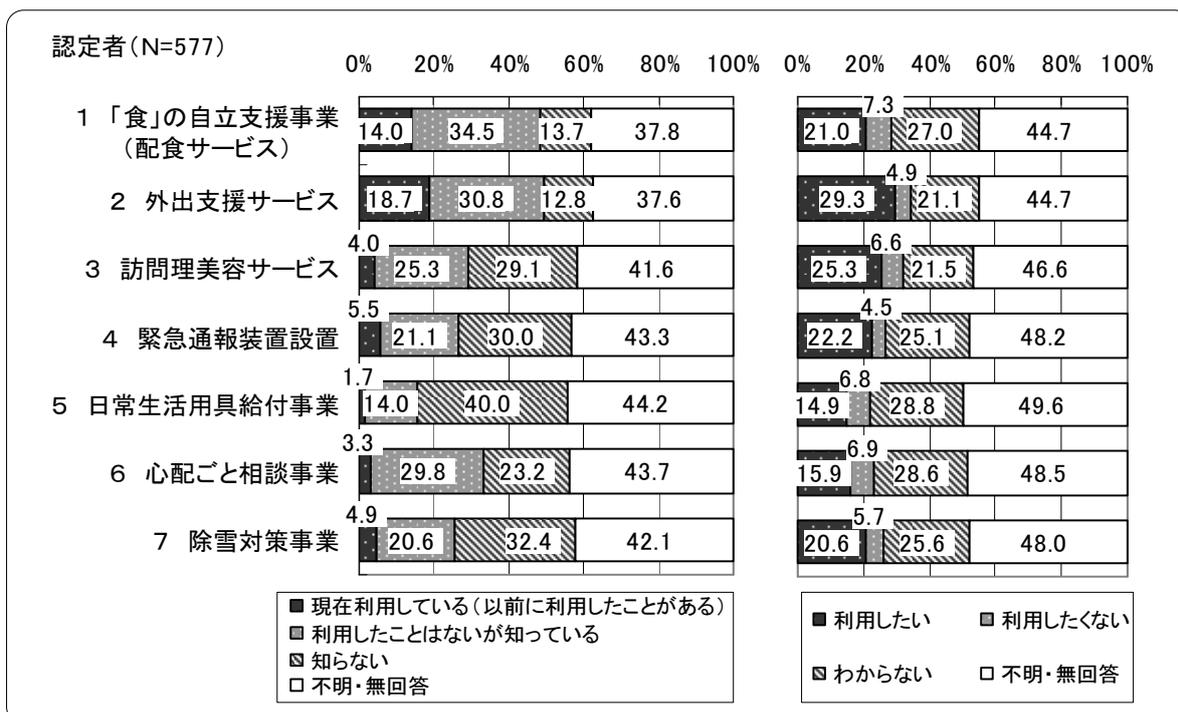
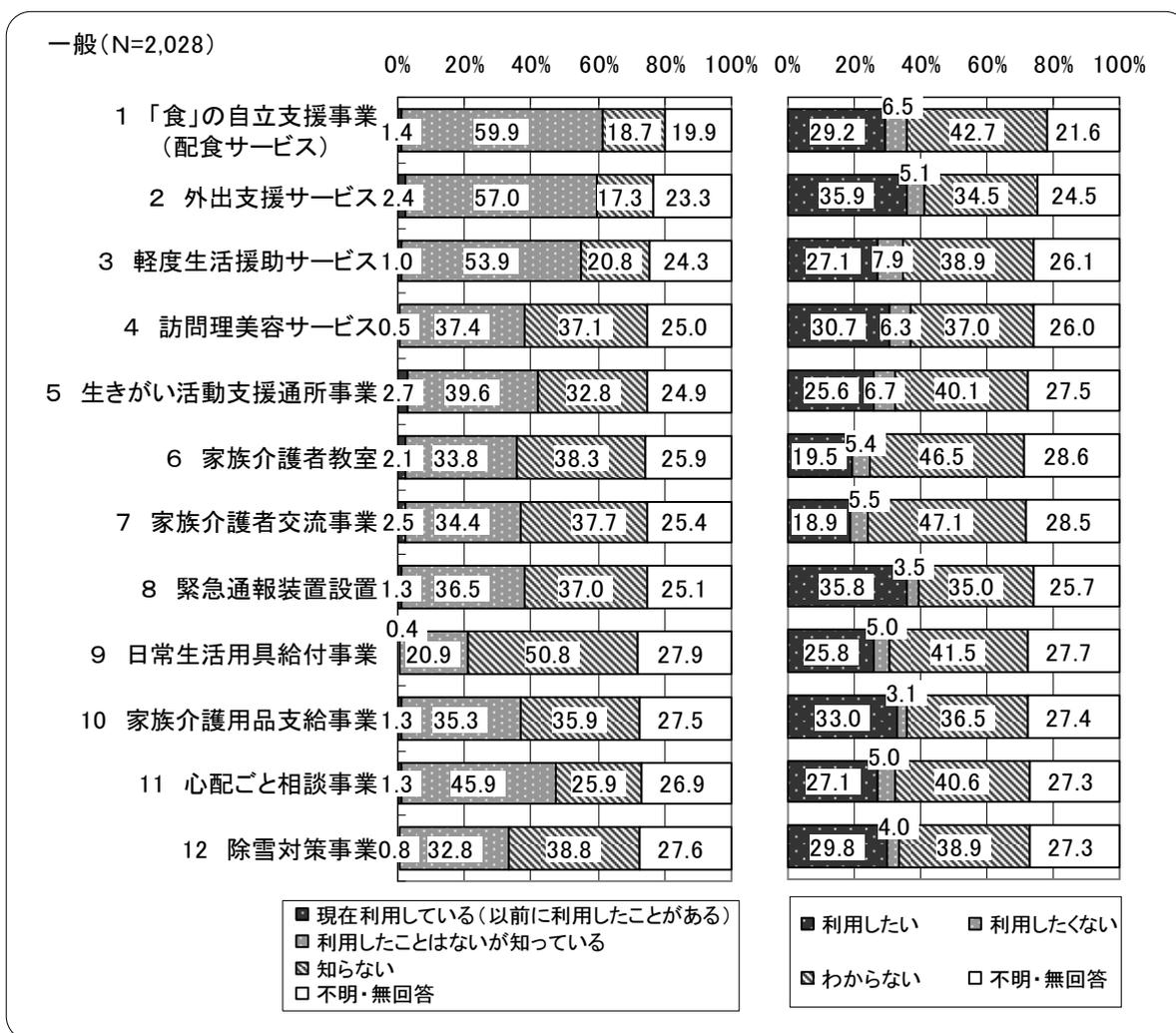
(4) 今後の高齢者施策に関することについて

■ 認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な取組み



「認知症に対する正しい知識や理解を広めること」や「認知症の人をお世話している家族を支援すること」などが求められています。

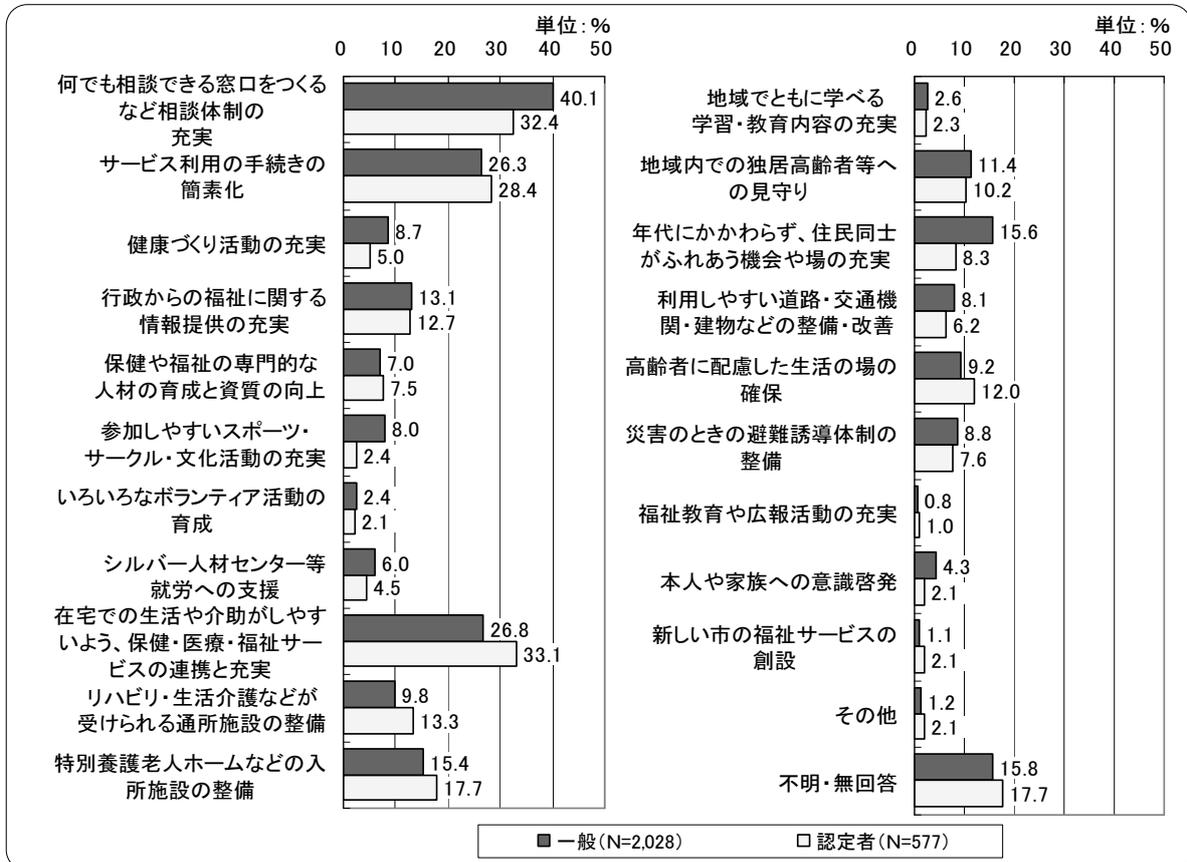
■介護サービス以外の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向



一般高齢者では、各サービスについて「現在利用している（以前に利用したことがある）」の割合が1割以下と福祉サービスを利用している人が少ないことがうかがえます。一方、今後の利用意向をみると、「外出支援サービス」「緊急通報装置設置」「家族介護用品支給事業」「訪問理美容サービス」について「利用したい」が3割を超えています。

要支援・要介護認定者では、利用状況「現在利用している（以前に利用したことがある）」の割合が「外出支援サービス」で最も多く、「食」の自立支援事業（配食サービス）と続いています。今後の利用意向についても「利用したい」の割合が「食」の自立支援事業（配食サービス）で 21.0%となっているほか、「外出支援サービス」が 29.3%、「訪問理美容サービス」が 25.3%と高くなっています。

■ 高齢者が健やかに過ごすためにどのようなところに力を入れるとよいか



「何でも相談できる窓口をつくるなど相談窓口の充実」や「在宅での生活や介護がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの連携と充実」「サービス利用の手続きの簡素化」などが求められています。

2 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成18年1月1日

告示第70号

改正 平成19年 7月30日告示第180号

平成21年 1月30日告示第 29号

平成23年 3月31日告示第109号

(設置)

第1条 本市における、本格的な高齢社会の到来に伴う多くの課題に対処し、連携のとれた保健・福祉サービスの提供体制の確立を図ること及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるため、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画の進捗状況に関すること。
- (2) 介護保険事業の円滑な運営に関すること。
- (3) 南丹地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (4) 南丹市地域密着型サービス運営協議会に関すること。
- (5) その他介護保険事業に調整が必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等
- (2) 学識経験者
- (3) 被保険者等
- (4) その他

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によってこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日告示第29号)

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第109号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

3 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	仲村 学	南丹市議会	
2	谷 幸	南丹市議会	
3	田中 博	社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会	副委員長
4	小栗 宏	社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会	
5	森 昭夫	公益財団法人 南丹市福祉シルバー人材センター	
6	加舎 孝啓	社会福祉法人 長生園	
7	五十棲 吉之	医療法人 清仁会 シミズふないの里	
8	内藤 経夫	社会福祉法人 日吉たには会	
9	大川 眞樹	社会福祉法人 北桑会 美山やすらぎホーム	
10	船越 重雄	南丹市民生児童委員協議会	
11	平井 喜代子	南丹市身体障害者福祉会	
12	長野 弘	南丹市老人クラブ連合会	
13	廣野 良定	船井医師会	委員長
14	吉田 隆夫	南丹市介護認定審査会	
15	出野 比啓	学識経験者（家族介護者代表）	
16	長尾 敬行	京都府南丹保健所企画調整室	
17	山内 晴貴	南丹市市民福祉部長	